

リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する省令改正

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 8月2日、「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令」※¹が公布されました（意見募集結果※²も同日公表）。
- 主な改正の内容は、以下のとおりです。
 1. 法人に業務を委託する契約のうち、加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項の変更を目的とした規約変更を、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とする
 2. リスク分担型企業年金に係る規定の整備（企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継時の取り扱い等に係る整備）

※¹ [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令」](#)

※² [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について」](#)

施行日

- 施行日：2021年9月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいませうお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令改正の概要

改正項目	改正概要
(1)委託契約事項の規約変更	<p>【改正事項】 事業主又は企業年金基金が確定給付企業年金法第93条の規定により法人に業務を委託する場合の当該委託に係る契約のうち、加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を変更することを目的とした規約変更について、現在は厚生労働大臣への届出が不要な軽微な変更とされているところ、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とする。</p> <p>【経過措置】 この改正はこの省令の施行の日(2021年9月1日)以後に行われる委託に係る契約について適用し、同日前に行われた委託に係る契約については、なお従前の例による。</p>
(2)リスク分担型企業年金に係る規定の整備	<p>【給付減額の理由】 確定給付企業年金法施行規則第5条に定める「給付減額の理由」として、リスク分担型企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等を追加する。</p> <p>【リスク分担型企業年金掛金額の算定方法】 確定給付企業年金法施行規則第46条の3第3項において、増加事業所のリスク分担型企業年金掛金額は、他の事業所に適用されている標準掛金額に財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができるとされている。規約型から基金又は基金から規約型への移行等の権利義務の承継により再計算する場合も同様の取り扱いとする。</p> <p>【分割時に移換する積立金の額等の算定方法】 リスク分担型企業年金の事業所減少時(確定給付企業年金法施行規則第25条の2)における資格喪失者に係る調整率、同分割時(同第87条の2)に移換する積立金の額の算定方法は、積立割合(調整前給付現価相当額に対する給付財源※の割合)が減少しないよう定めることができるとされているが、調整率又は超過比率(次ページ参照)が減少しないよう定めることもできることを追加する。 ※積立金の額とリスク分担型企業年金掛金収入現価を合算した額</p>

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

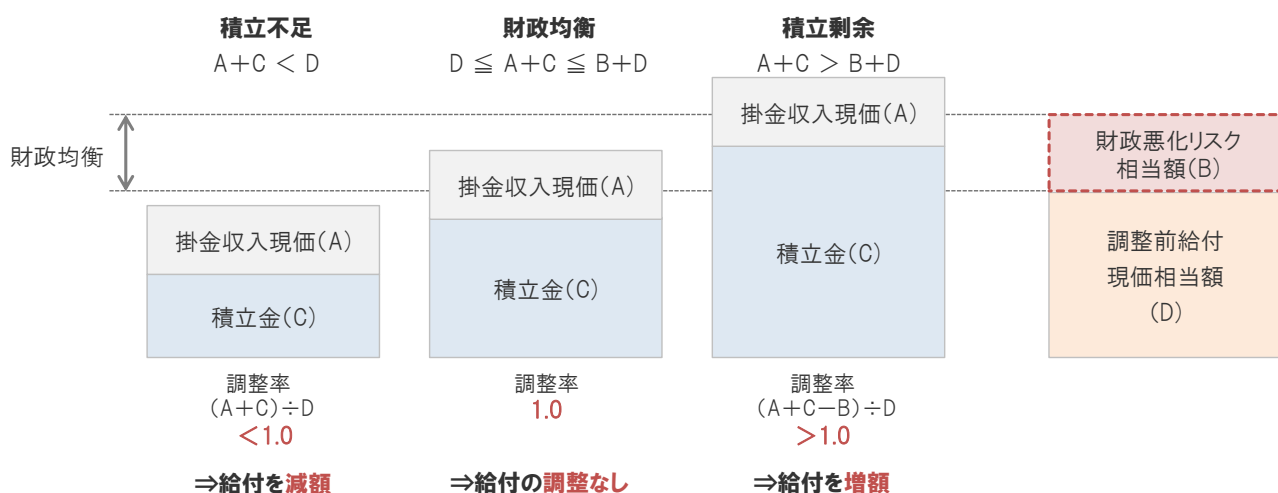
ご参考① 積立割合とは

- 調整前給付現価相当額に対する給付財源(※)の割合
※ 積立金の額とリスク分担型企業年金掛金収入現価を合算した額
= (A+C)/D

ご参考② 調整率とは

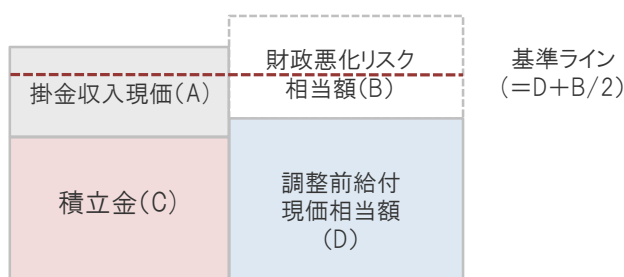
- 「財政均衡」の状態では給付調整なし(あらかじめ約束した給付を支払)
- 「積立剰余」「積立不足」なら翌年度以降の給付を増額(減額)
- 増額(減額)は「調整率」を乗じることで行う

【毎年度の決算及び財政計算を受けた給付調整】



ご参考③ 超過比率とは

- 給付財源が基準ラインを超える額の調整前給付現価相当額に対する比率
= (A+C-D-B/2)/D



以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。